

平成24年4月1日施行（規程第51号）

平成26年4月1日一部改正

令和2年4月1日一部改正

令和3年4月1日一部改正

令和3年12月1日一部改正

令和5年7月1日一部改正

令和6年4月1日一部改正

令和6年8月1日一部改正

令和7年4月1日一部改正

指定短期入所生活介護・指定介護予防短期入所生活介護 短期入所事業いずみ苑運営規程

（事業の目的）

第1条 社会福祉法人刈谷田福社会が運営する短期入所事業いずみ苑（以下「事業所」という。）が行う指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護（以下「指定短期入所生活介護等」という。）の事業の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護又は要支援状態にあり、居宅における生活に一時的に支障が生じた高齢者等（以下「ご利用者」という。）に対し、指定短期入所生活介護等を行い、ご利用者の心身の特性を踏まえ、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるよう居宅サービス及び介護予防サービスを提供することを目的とする。

（指定短期入所生活介護の運営の方針）

- 第2条 事業所は、ご利用者の心身の特性を踏まえ、その有する能力に応じ、自立した日常生活をその居宅において営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護、その他の日常生活上の介助及び機能訓練を行うことにより、ご利用者の心身機能の維持並びにご利用者のご家族の身体的、精神的負担の軽減を図るものとする。
- 2 指定短期入所生活介護等の実施に当たっては、ご利用者の意思及び人格を尊重し、常にご利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
 - 3 指定短期入所生活介護等の実施に当たっては、関係市町村、指定居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるとともに、地域及びご家族との結びつきを重視した運営を行うものとする。
 - 4 前項のほか、新潟県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営

等に関する基準を定める条例を遵守し、事業を実施するものとする。

(指定介護予防短期入所生活介護の運営の方針)

第3条 事業所は、ご利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、ご利用者の心身機能の維持回復を図ることをもって、ご利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

2 指定介護予防短期入所生活介護の実施に当たっては、ご利用者の意思及び人格を尊重し、常にご利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

3 指定介護予防短期入所生活介護の実施に当たっては、ご利用者の心身機能、環境状況等を把握し、指定介護予防支援事業者（地域包括支援センター）、保険医療機関及び関係市町村などと連携し、効率性・柔軟性を考慮した上で、ご利用者ができることはご利用者が行うことを基本としたサービス提供に努めるものとする。

4 前項のほか、新潟県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する基準を定める条例を遵守し、事業を実施するものとする。

(指定短期入所生活介護と指定介護予防短期入所生活介護の一体的運営)

第4条 指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護のサービス提供は、同一の事業所において一体的に運営するものとする。

(事業所の名所及び所在地)

第5条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名 称 短期入所事業いずみ苑

(2) 所在地 長岡市栃尾泉 419 番地 2

(利用定員)

第6条 事業所のご利用者の定員は、20名とする。

2 前項の他、併設の特別養護老人ホームに空床があった場合であって、当該空床の利用が可能な場合は、指定短期入所生活介護等に利用できるものとする。

(従業者の職種、従業者数及び職務内容)

第7条 事業所に勤務する従業者（以下「職員」という。）の職種、職員数及び職務内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 1人（常勤、併設の特別養護老人ホームと兼務）

職員の管理及び業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行うとともに、介護保険法等に規定される指定短期入所生活介護等の事業実施に関し、遵守すべき事項について指揮命令を行う。

(2) 医師 1人以上（嘱託、併設の特別養護老人ホームと兼務）

ご利用者の健康管理及び療養上の指導を行うとともに、事業所の衛生管理等の指導を行う。

(3) 生活相談員 2人以上（常勤、併設の特別養護老人ホームと兼務）

ご利用者及びご家族の必要な相談に応じるとともに、適切なサービスが提供されるよう事業所内のサービスの調整、他の介護保険施設その他の保険医療サービス又は福祉サービスを提供する者等との連携を行う。

(4) 看護職員 4人以上（常勤4人、併設の特別養護老人ホームと兼務）

医師の診療補助及び医師の指示によるご利用者の看護、事業所の衛生管理等の業務を行う。

(5) 介護職員 43人以上（常勤43人、併設の特別養護老人ホームと兼務）

ご利用者の介護、自立的な日常生活を営むために支援等の業務を行う。

(6) 機能訓練指導員 1人以上（常勤、併設の特別養護老人ホームと兼務）

ご利用者が、心身の状況等に応じて日常生活を営むのに必要な機能を改善又は維持するための機能訓練を行う。

(7) 管理栄養士 1人以上（常勤、併設の特別養護老人ホームと兼務）

ご利用者の栄養や心身の状況及び嗜好を考慮した献立及び栄養指導を行うとともに、栄養管理関係書類の整備及び食品衛生法の定めるところによる衛生管理等を行う。

2 前項に定めるものの他、事業所の運営上、必要な職員を置くものとする。

(指定短期入所生活介護の内容)

第8条 指定短期入所生活介護の内容は、入浴、排泄、食事等の介護、その他日常生活上の介助、食事の提供、機能訓練、健康管理、療養上の介助、相談及び援助、趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会の提供並びに送迎とし、指定短期入所生活介護の提供に当たっては、次の点に留意するものとする。

- (1) 指定短期入所生活介護の提供に当たっては、ご利用者の要介護状態の軽減又は悪化防止に資するよう、ご利用者の心身の状況を踏まえ、ご利用者が日常生活を営むのに必要な援助を行うものとする。
- (2) 指定短期入所生活介護の提供に当たっては、居宅介護支援事業所と連携を図ること等によりご利用者の心身の状況を把握し、これらを踏まえ、また、概ね4日以上継続して入所するご利用者については、サービスの目標及び当該目標を達成するための具体的なサービス内容を記載した指定短期入所生活介護計画を作成するものとする。また、指定短期入所生活介護計画の作成後、計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて計画の変更を行うものとする。
- (3) 指定短期入所生活介護の提供に当たっては、ご利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によりサービスの提供に努めるとともに、ご利用者とのコミュニケーションを充分に図ること及びその他の様々な方法により、ご利用者の主体的な活動参加を促すような働きかけに努めるものとする。
- (4) 指定短期入所生活介護の提供に当たっては、職員は、ご利用者及びそのご家族に対して、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明をしなければならない。
- (5) 指定短期入所生活介護の提供に当たっては、事業所は、ご利用者又は他のご利用者の生命又は身体を保護するため、やむを得ない場合を除き、身体拘束その他ご利用者の行動を制限する行為を行わないものとする。なお、緊急かつやむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際のご利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。
- (6) ご利用者に対する効果的な機能訓練や職員の負担軽減等を図るため、必要な設備及び備品等を備え、より質の高いサービスの提供に努めるものとする。

- (7) 事業所は、自らその提供する指定短期入所生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。

(指定介護予防短期入所生活介護の内容)

第9条 指定介護予防短期入所生活介護の内容は、入浴、排泄、食事等の介護、その他日常生活上の介助、食事の提供、機能訓練、健康管理、療養上の介助、相談及び援助、趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会の提供並びに送迎とし、指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たっては次の点に留意するものとする。

- (1) 指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たっては、ご利用者の介護予防に資するよう、ご利用者の心身の状況等を踏まえ、ご利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行うものとする。
- (2) 指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たっては、主治医又は歯科医師からの情報やサービス担当者会議等からの情報により、ご利用者の心身の状況及び日常生活全般の状況を的確に把握するものとし、これらを踏まえ、また、概ね4日以上継続して入所するご利用者については、介護予防短期入所生活介護計画を作成するものとする。また、指定介護予防短期入所生活介護計画の作成後、計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて計画の変更を行うものとする。
- (3) 指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たっては、ご利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によりサービスの提供に努めるとともに、ご利用者とのコミュニケーションを十分に図ること、その他の様々な方法により、ご利用者の主体的な活動参加を促すような働きかけに努めるものとする。
- (4) 指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たっては、職員はご利用者及びそのご家族に対して、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明しなければならない。
- (5) 指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たっては、事業所は、ご利用者又は他のご利用者の生命又は身体を保護するため、やむを得ない場合を除き、身体拘束その他ご利用者の行動を制限する行為を行わないものとする。なお、緊急かつやむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際のご利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

- (6) ご利用者に対する効果的な機能訓練や職員の負担軽減等を図るため、必要な設備及び備品等を備え、より質の高いサービスの提供に努めるものとする。
- (7) 事業所は、自らその提供する指定介護予防短期入所生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。

(利用料・その他費用の額)

第10条 指定短期入所生活介護等の利用料は、厚生労働大臣が定めた告示上の基準の額とし、事業所が法定代理受領サービスを提供する場合には、ご利用者から本人負担分の支払いを受けるものとする。

2 事業所は、前項の利用料の他、次の各号に掲げる費用の支払いを受けることができる。

(1) 食事の提供に要する費用

朝食460円、昼食800円、夕食640円とし、1食単位で費用の支払いを受けるものとする。ただし、介護保険負担限度額の認定を受けている利用者の場合は、朝食400円、昼食550円、夕食495円とする。

(2) 滞在に要する費用

ア 多床室 1日につき 915円

イ 従来型個室 1日につき 1,231円

ただし、介護保険負担限度額の認定を受けている利用者の場合、その認定証に記載された金額を1日あたりの料金とする。

(3) ご利用者の希望により特別な食事の提供に要する費用 実費

(4) 送迎に要する費用 通常の実施地域を越えて送迎を行った場合
500円

(5) 理美容に要する費用

ア 理容 1回につき 実費

イ 美容 1回につき 実費

(6) 短期入所生活介護等の提供に当たって、日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、ご利用者に負担させることが適当と認められるもの。

ア ご利用者の希望により、提供する日常生活に必要な身の回りの品の費用 実費

イ ご利用者の希望により、提供する日常生活に必要な教養娯楽費に要する費用 実費

ウ 家電用品の持ち込み使用にかかる費用 1日あたり100円
なお、電気毛布等を持ち込み使用した場合は、1日50円を別に支払いを受けるものとする。

- 3 第1項及び第2項の費用の徴収に当たっては、あらかじめご利用者又はそのご家族に対して、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、同意を得るものとする。ただし、第2項第1号から第3号の費用についての説明及び同意は、文書により行うものとし、当該各号の額を変更するときは、あらかじめ、その変更について、ご利用者又はそのご家族に対して、文書により説明し同意を得るものとする。

(通常の送迎の実施地域)

第11条 通常の送迎の実施地域は、長岡市（旧長岡市・旧栃尾市・旧山古志村）、見附市、三条市（旧下田村）とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第12条 ご利用者は、次の各号に掲げる事項について、遵守しなければならない。

- (1) ご利用者は、事業所内において、政治活動又は宗教活動を行ってはならない。
 - (2) ご利用者は、事業所に危険物を持ち込んで서는ならない。
 - (3) ご利用者が外出するときは、あらかじめ外出届を提出し、管理者又は責任者の承認を得なければならない。
 - (4) ご利用者の所持金その他貴重品については、自己管理を原則とする。ただし、ご利用者の心身の状況等により、ご利用者又はそのご家族からの申出により、管理者が責任を持って管理することができる。
- 2 前項(4)の規定により管理者が、ご利用者の所持金その他貴重品を保管することとなった場合、管理者は善良な注意義務をもって保管しなければならない。

(緊急時の対応等)

第13条 職員は、指定短期入所生活介護等の提供中に、ご利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態が生じたときには、速やかに主治医又はあらかじめ事業所が定めた協力医療機関に連絡する等の必要な措置を講ずるものとする。

（業務継続計画の策定）

第14条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、ご利用者に対するサービス提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 事業所は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練をそれぞれ定期的実施しなければならない。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（非常災害対策）

第15条 事業所は、感染症や火災、地震、風水雪害、その他の非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

- 2 前項の防災訓練は、年2回以上実施する。
- 3 訓練の実施にあたっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならないこととする。

（衛生管理等）

第16条 事業所は、ご利用者の使用する施設、食器その他の設備、食材及び飲用に供する水等について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じなければならない。また、医薬品及び医療用具の管理についても、適正な管理を行わなければならない。

- 2 事業所は、事業所内において、感染症の発生又はそのまん延の防止をするために、必要な措置を講じなければならない。

（1） 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図ること。

(2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 事業所において、職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練をそれぞれ定期的に実施すること。

(事故発生時の対応)

第17条 事業所は、ご利用者に対する指定短期入所生活介護等の提供により事故が発生した場合は、当該ご利用者のご家族、介護支援専門員又は地域包括支援センター及び市町村等に連絡するとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 前項の事故については、その状況及び事故に対する処置状況を記録しなければならない。

3 事業所は、ご利用者に対する指定短期入所生活介護等の提供により、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(身体拘束原則禁止)

第18条 サービスの提供に当たっては、当該ご利用者又は他のご利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他ご利用者の行動を制限する行為は行わない。

2 事業所は、やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、次の手続きにより行う。

(1) 身体拘束廃止委員会を開催する。

(2) 「身体拘束に関する説明書・経過観察記録」に身体的拘束等にかかる態様及び時間、その際のご利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。

(3) ご利用者又はその家族に説明し、その他方法がなかったか改善方法を検討する。

(虐待の防止)

第19条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じなければならない。

(1) 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図る。

- (2) 事業所における虐待防止のための指針を整備する。
 - (3) 事業所において、職員に対し、虐待防止のための研修を定期的に開催する。
 - (4) (1)～(3)に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 事業所は、虐待が発生した場合、速やかに市町村へ報告し、市町村が行う虐待等に対する調査等に協力するよう努めるものとする。

(苦情処理等)

- 第20条 事業所は、提供した指定短期入所生活介護等に対するご利用者又はそのご家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、その窓口を設置するものとする。
- 2 前項の苦情を受けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。
- 3 事業所は、介護保険法の規定により、市町村等から文書の提出等を求められた場合は、速やかに協力をし、市町村等から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って適切な改善を行うものとする。
- 4 事業所は、市町村等から改善報告の求めがあった場合は、改善内容を報告するものとする。

(秘密保持)

- 第21条 職員は、正当な理由なく、その業務上知り得たご利用者又はそのご家族の秘密を漏らしてはならない。この秘密保持義務は、ご利用者との契約終了後も同様とする。
- 2 前項に定める秘密保持義務は、職員の離職後もその効力を有する旨を雇用契約書等に明記する。
- 3 事業所は、サービス担当者会議等で、ご利用者及びそのご家族の個人情報等の秘密事項を使用する場合は、あらかじめ文書により同意を得ておかなければならない。

(地域との連携)

- 第22条 事業所は、地域住民又はボランティア団体等との連携及び協力を行い、地域との交流に努めるものとする。

(職員の研修)

第 2 3 条 事業所は、職員の資質向上を図るための研究又は研修の機会を設け、適切かつ効率的に指定短期入所生活介護等を提供できるよう、職員の勤務体制を整備するものとする。

2 事業所は、次の各号に定める研修を実施するものとする。

(1) 採用時研修 採用後 1 か月以内に実施

(2) 継続研修 年に 3 回以上

3 事業所は、全ての職員（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第 8 条第 2 項に規定する政令で定める者等の資格を有する者それに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。

4 事業所は、必要と認める場合は、前項に掲げる研修のほかに、研修を実施することができるものとする。

(記録の整備)

第 2 4 条 事業所は、ご利用者に対する指定短期入所生活介護等の提供に関する各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存しなければならない。

(1) 短期入所生活介護計画及び介護予防短期入所生活介護計画

(2) 提供した具体的サービス内容等の記録

(3) 身体拘束等の態様及び時間、その際のご利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由

(4) ご利用者に関する市町村への報告等の記録

(5) 苦情の内容等に関する記録

(6) 事故の状況及び事故に対する処置状況の記録

2 事業所は、職員、設備、備品及び会計に関する記録を整備し、その終了した日から 5 年間保存するものとする。

(暴力団等の排除)

第 2 5 条 事業所は、事業の運営について、「新潟県暴力団排除条例」の基本理念にのっとり、暴力団又は暴力団員等による不当な行為を防止及びこれにより生じた不当な影響を排除しなければならない。

附 則

- 1 この運営規程は平成 24 年 4 月 1 日から施行する。(平成 24 年 3 月 22 日一部改正)
- 2 この規程施行により「短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護運営規程」(平成 18 年 4 月 1 日規程第 45 号)は廃止する。

附 則

この運営規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。(平成 26 年 3 月 27 日議決)

附 則

この運営規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。(令和 2 年 3 月 26 日議決)

但し、第 10 条第 2 項第 2 号居住に要する費用は、令和元年 10 月 1 日から適用する。

附 則

この運営規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。(令和 3 年 3 月 22 日議決)

附 則

この運営規程は、令和 3 年 12 月 1 日から施行する。(令和 3 年 11 月 25 日議決)

但し、第 10 条第 2 項第 1 号食事の提供に要する費用は、令和 3 年 8 月 1 日から適用する。

附 則

この運営規程は、令和 5 年 7 月 1 日から施行する。(令和 5 年 5 月 29 日議決)

附 則

この運営規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。(令和 6 年 3 月 22 日議決)

附 則

この運営規程は、令和 6 年 8 月 1 日から施行する。(令和 6 年 7 月 26 日議決)

附 則

この運営規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。(令和 7 年 3 月 25 日議決)